

「連絡調整業務等委嘱」制度の概要

資料6-1

◎地域ぐるみの集積・集約を円滑に進めるため、地域の方に業務の応援をしていただくための制度です。



< 手続きの流れ >

- ①市町の推薦
- ②機構からの委嘱
- ③業務開始
- ④業務日報の提出
(活動のあった月毎)
- ⑥経費の支給
(1,100円/時間、月払い)

○連絡調整員として市町の推薦を受け、機構が期間を定め委嘱。
○業務委託先との橋渡し役や、集積・集約化のため出し手農家や受け手農家との利用調整、契約事務等を担う。
○委嘱実績…26年度3市9名、27年度4市13名、28年度2市7名、29年度2市6名、30年度2市3名、元年度2市町6名、
2年度2市27名、3年度1市1名、5年度1市3名、6年度1市2地区12名

福井県農地中間管理機構に係る連絡調整業務等委嘱実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人 ふくい農林水産支援センター（以下「センター」という。）が行う農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、センターの農地中間管理事業の業務委託先（以下「業務委託先」という。）等との連絡、調整および事業推進等の業務を、委嘱を受けた者（以下「連絡調整員」という。）が実施することについて、その委嘱に関する必要な事項を定めるものとする。

(委嘱先)

第2条 連絡調整員は、農地中間管理事業の趣旨、内容を理解し、かつ、地域の農地事情に精通している者でなければならない。

(委嘱業務の内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務（以下「委嘱業務」という。）を連絡調整員に行わせるものとする。

- (1) 農地中間管理事業推進のための啓発宣伝業務
- (2) 農地中間管理事業に係る情報の収集、連絡業務
- (3) 農地中間管理事業に係る案件 （再契約含む） についての連絡、土地利用、権利関係の調整業務
- (4) 関係機関、団体等との連絡、調整業務
- (5) 農地中間管理事業に係る会議等への出席

(委嘱の方法)

第4条 センターからの委嘱は、関係市町の推薦（様式1）に基づき、文書により行うものとする。

- 2 前項の委嘱文書には、所管地域、任期および業務内容を記載する。

(連絡調整員への経費の支給)

第5条 センターは、連絡調整員に対しその業務に要する経費を、別に定める支給規程に基づき月毎に支給するものとする。

(任 期)

第6条 連絡調整員の任期は、委嘱した日から年度末の3月10日を限度とし設定する。

(委嘱業務の報告)

第7条 連絡調整員は、翌月20日までに、委嘱業務の実施状況を記載した報告書の一部をセンターに提出するものとする。

委嘱業務が完了したときは（委嘱業務を中止したときを含む）は、委嘱業務全体の実施状況を記載した報告書（様式2）をセンターに提出するものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

福井県農地中間管理機構に係る連絡調整員の経費の支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県農地中間管理機構に係る連絡調整業務等委嘱実施要領（以下「要領」という。）第5条に掲げる連絡調整員への経費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経費の支給)

第2条 公益社団法人ふくい農林水産支援センターは、要領第7条に掲げる委嘱業務の報告があった場合には、その業務従事実績に1時間当たり1,000円を乗じて計算した経費を連絡調整員に支払うものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、連絡調整員の経費の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。